|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 理事長 | 課　　長 | 係 | 受　付 |
|  |  |  |  |

|  |
| --- |
| 受　　付 |
| 令和　　　年度  第　　　　　号 |
| 年　　月　　日 |

＜住所変更用＞

令和　　年　　月　　日

新 利 根 川 土 地 改 良 区

理事長　　黒田　輝美　殿

組合員

氏名(名称)　　　　　　　　　　　　　㊞

組合員資格得喪通知書

（組合員名・住所変更届け）

下記の通り通知いたします。

記

**１．変更理由　（該当番号に〇を付けてください）**

　　１．組合員名の変更　　　２．住所の変更

**２．変更内容**

　１）組合員名の変更

　　変更前

　　変更後

　２）住所の変更

　　変更前

　　変更後　　〒　　　-

　　　　　　電話番号　　　　（　　　）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 完了確認 | データ | 各筆調書 | 土地原簿 |
|  |  |  |  |

　　※　土地改良区使用欄

　組合員番号

　未納賦課金等の有無　　有　・　無

＜土地改良法の関係条文＞

（土地改良事業に参加する資格）

第３条　土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　農用地であって所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、その所有者

二　農用地であって所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、政令の定めるところにより、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であって農業委員会がこれを承認した場合にあっては、その所有者、その他の場合にあっては、その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者

三　農用地以外の土地であって所有権に基づき使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

四　農用地以外の土地であって所有権以外の権原に基づき使用及び収益の目的に供されるものについては、その権原に基づき使用及び収益をする者が、政令の定めるところにより、その所有者の同意を得て農業委員会に対し当該土地改良事業に参加すべき旨を申し出た場合にあっては、その者、その他の場合にあっては、その所有者

２　前項第二号の所有者及び権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者が、政令の定めるところにより、合意によってその資格を交替すべき旨を農業委員会に申し出、かつ、その申出が相当であって農業委員会がこれを承認したときは、その承認のあつた時にその資格が交替するものとする。同項第四号の所有者並びに権原に基づき使用及び収益をする者が、政令の定めるところにより、合意によってその資格を交替すべき旨を農業委員会に申し出た場合も、また同様とする。

（権利義務の承継及び決済）

第４２条　土地改良区の組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合には、その者がその土地の全部又は一部について有するその土地改良区の事業に関する権利義務は、その土地の全部若しくは一部についての権利の承継又は第３条第２項の規定による交替によってその土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得した者に移転する。

２　土地改良区の組合員が、組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合において、前項の承継又は第３条第２項の規定による交替がないときは、その者及び土地改良区は、その土地の全部又は一部につきその者の有するその土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない。

（組合員の資格得喪の通知義務）

第４３条　土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

２　前項の当事者は、同項の規定による通知があるまでは、当該資格の得喪をもって第三者に対抗することができない。